

銀行等保有株式取得機構が買取した株式等について  
発行会社等が自己株式等取得を要請する際の取扱い

1. はじめに

- 銀行等保有株式取得機構では、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」（平成十三年十一月二十八日法律第百三十一号）に基づいて買取した株式若しくは不動産投資信託証券（以下「株式等」といいます。）について、発行会社若しくは不動産投資信託証券発行者やその資産運用会社（以下「発行会社等」といいます。）から時価による自己株式若しくは不動産投資信託証券自己投資口（以下「自己株式等」といいます。）取得の要請を受けた場合には、その条件が時価と比較して妥当な水準と認められ、かつ、銀行等保有株式取得機構が委託する信託会社が提示する応諾下限価格以上であれば、これに応じる処分を行うこととしています。本取扱いでは、要請に応じる場合の要件や受託者である日本カストディ銀行との間で行って頂く事務の手順等についてお知らせします。
- インサイダー取引規制上の要請から、発行会社等からの銀行等保有株式取得機構保有株式残高等の事前確認は、自己株式等取得の公開予定日の 5 営業日前から公開予定日の 2 営業日前までの各営業日の午後 3 時半から午後 5 時までの間に受け付けることとしています。ただし、以下の場合には、事前確認の受付を停止いたしますので、ご留意下さい。また、発行会社等におかれましては、後記 3. の事前確認の方法や期間を厳守して下さいをお願いします。
  - ① 本件信託の年度決算処理の関係から、4 月の第 1 営業日を受渡日とする取引については、事前確認および自己株式等取得の再要請（後掲手順④）の受付を停止いたします。
  - ② 株式若しくは投資口分割等による新株若しくは新投資口発行が予定されている場合は、新株若しくは新投資口発行日の 6 営業日前から新株若しくは新投資口発行日の 2 営業日後までは、事前確認の受付を停止いたします。なお、各種コーポレートアクションが予定されている場合は、上記スケジュールとは異なることがありますので、個別にご相談下さい。

＜本件に関する照会先＞

株式会社日本カストディ銀行 資産管理部 証券信託管理課

銀行等保有株式取得機構株式担当：０８０－３３５１－４５３７

０８０－３５３４－５１９６

２．自己株式等取得の要請に応じる要件

- 銀行等保有株式取得機構が、発行会社等からの自己株式等取得の要請に応じる場合の価格の要件は、以下のとおりです。

時価と比較して妥当な水準と認められ、かつ、別途提示する応諾下限価格以上の場合。なお、応諾下限価格は、発行会社等の株式等の流動性等により、変更することがあります。

３．自己株式等取得の要請にかかる事務の手順

- 発行会社等は、自己株式等取得の要請にかかる諸連絡、書類の提出等を受託者である日本カストディ銀行（以下「受託者」といいます。）との間で行うこととなります。

書類の提出は、当初FAXにより行い、後刻、本書を送付する扱いとして下さい。

- 具体的な事務の手順は、次のとおりです。なお、本事務における自己株式等の取得は発行会社若しくは不動産投資信託証券発行者自身に限るものであり、発行会社等が指定する第三者に取得させることは出来ません。

| 事務の手順         | 具体的内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①発行会社等からの事前確認 | <p>○ 発行会社等は、当該自己株式等取得の公開予定日の５営業日前から公開予定日の２営業日前までの各営業日の午後３時半から午後５時までの間（１．に定める事前確認の受付停止期間は除く）に、以下の書類を受託者に提出して、自己株式等取得の要請にかかる事前確認を行う。</p> <p>□ 後掲書式１（※）</p> <p>※株式の場合は書式１（自己株式用）、不動産投資信託証券の場合は書式１（自己投資口用）を使用すること。</p> <p>□ 本人確認書類（※）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・印鑑証明書（直近３ヶ月以内に発行のもの）</li><li>・登記簿謄本（現在事項全部証明書）（直近３ヶ月以内に発行のもの）</li></ul> <p>※不動産投資信託証券の場合は、不動産投資信託証券発行者と資産運用</p> |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | <p>会社分をそれぞれ用意すること</p> <p>□ 自己株式等取得を行い得ることを確認できる書類</p> <p>【株式の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会における自己株式取得にかかる決議に基づき自己株式取得を行う場合には、有価証券報告書の「株主総会決議による取得の状況」の写し（または株主総会の決議通知の写し）</li> <li>・定款における自己の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨の定めに基づき取締役会の決議により自己株式取得を行う場合には、定款の写し</li> </ul> <p>【不動産投資信託証券の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産投資信託証券の投資法人規約において、投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することができる旨を定めている投資法人規約の写し</li> </ul> <p>送付先：</p> <p>〒104-6107</p> <p>東京都中央区晴海1-8-11</p> <p>（晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーY）</p> <p>株式会社日本カストディ銀行 資産管理部 証券信託管理課</p> <p>銀行等保有株式取得機構株式担当：080-3351-4537<br/>080-3534-5196</p> <p>○ 発行会社等は、事前確認を行った後、当該自己株式等取得を中止する場合には、受託者にその旨を後掲書式2（※）により速やかに報告する（自己株式等取得を延期する場合でも、書式1（※）に記載した取得予定日の自己株式等取得を実施しないことのみを書式2（※）により報告し、改めて自己株式等取得を行う場合には、公開予定日の5営業日前の日以後書式1（※）による事前確認を行うこと。なお、延期の有無については報告しないこと。）。</p> <p>※株式の場合はそれぞれ（自己株式用）の書式、不動産投資信託証券の場合はそれぞれ（自己投資口用）の書式を使用すること。</p> |
| ② 事前確認への回答     | <p>○ 受託者は、事前確認を行った者が当該発行会社等であること等を確認の上、後掲書式3（※）により、発行会社等に上記①を受付した翌営業日中に回答する。</p> <p>※株式の場合は書式3（自己株式用）、不動産投資信託証券の場合は書式3（自己投資口用）にて回答。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ③ 発行会社等からの取得要請 | <p>○ 発行会社等は、上記①による事前確認への回答を受領した翌営業日から取得予定日の前営業日までの各営業日の午前9時から午後4時までの間に、後掲書式4（※）を受託者に提出して、自己株式等取得の要請（以</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        | <p>下「取得要請」という。)を行う。</p> <p>○ 発行会社等は、取得要請を行った後、当該自己株式等取得を中止する場合には、受託者にその旨を後掲書式2(※)により速やかに報告する(自己株式等取得を延期する場合でも、書式4(※)に記載した取得予定日の自己株式等取得を実施しないことのみを書式2(※)により報告し、改めて自己株式等取得を行う場合には、公開予定日の5営業日前の日以後改めて①以下の手続きをとること。なお、延期の有無については報告しないこと。)</p> <p>※株式の場合はそれぞれ(自己株式用)の書式、不動産投資信託証券の場合はそれぞれ(自己投資口用)の書式を使用すること。</p>                                                                                                              |
| ④ 取得要請への回答             | <p>○ 受託者は、取得要請について、売却価格等、銀行等保有株式取得機構が定める要件を確認の上、発行会社等に対して要件を充足しているか否かを後掲書式5(※)または書式6(※)により回答する。ただし、取得要請に応じる株数若しくは口数は、銀行等保有株式取得機構による保有株式若しくは保有口数の処分に伴い、②の回答残高を下回る場合がある。</p> <p>○ 受託者から発行会社等への回答は取得予定日の前営業日に行う。要請を取得予定日の前営業日の午後3時までに受け付けた場合には午後4時まで、同日の午後3時～午後4時までに受け付けた場合には要請を受け付けてから1時間以内を目処に行う。</p> <p>この場合、上記日時までに当該書式をFAXにより連絡を行い、本書の送付は翌営業日以降となる。</p> <p>※株式の場合はそれぞれ(自己株式用)の書式、不動産投資信託証券の場合はそれぞれ(自己投資口用)の書式にて回答。</p> |
| ⑤ 売却価格等の要件が充足しない場合の再要請 | <p>○ 発行会社等は、上記④で売却価格等の要件を充足しなかったケースにおいて、引き続き取得要請を行うことを希望する場合は、後掲書式4-2(※)を当初の取得予定日の前営業日の午後6時までに受託者に提出して、再要請を行う。なお、再要請における取得予定日は、当初の取得予定日の翌営業日に限るものとする。</p> <p>○ 受託者による再要請への回答は、上記④に準じる。再要請日の翌営業日午後4時までに行う。</p> <p>○ 再要請においても売却価格等の要件を充足しなかった場合には、その同日(すなわち、最初の再要請における取得予定日の前営業日)の午後6時までに後掲書式4-2(※)を受託者に提出することで、さらなる再要請を可能とする。</p> <p>○ ただし、再要請は連続して最大4回までしか受け付けないものとする。それ以降の取得要請に関しては、上記①～④の手順を改めて行うものと</p>               |

|             |                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------|
|             | <p>する。</p> <p>※株式の場合は書式４－２（自己株式用）、不動産投資信託証券の場合は書式４－２（自己投資口用）を使用すること。</p> |
| ⑥取得要請に応じる処分 | <p>○ 受託者は、事前公表型の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT3 他）の受託者が適当と認める方法より取得要請に応じる処分を行う。</p> |

#### 4. 自己株式等取得を予定していない発行会社等からの残高照会

- 3. の自己株式等取得の要請にかかる事務とは別に、自己株式等取得を予定していない発行会社等からの銀行等保有株式取得機構保有株式等の残高照会については、受託者が随時応じます。なお、照会実績につきましては、委託者である銀行等保有株式取得機構にその内容を報告することがあります。

- 具体的な事務の手順は、次のとおりです。

| 事務の手順         | 具体的内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①発行会社等からの残高照会 | <p>○ 発行会社等は、以下の書類を受託者に提出して、残高照会を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 後掲書式 7（※）</p> <p>※株式の場合は書式 7（自己株式用）、不動産投資信託証券の場合は書式 7（自己投資口用）を使用すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑証明書（直近 3 ヶ月以内に発行のもの）</li> <li>・登記簿謄本（現在事項全部証明書）（直近 3 ヶ月以内に発行のもの）</li> </ul> <p>※不動産投資信託証券の場合は、不動産投資信託証券発行者と資産運用会社分をそれぞれ用意すること</p> <p>送付先：</p> <p>〒104－6107</p> <p>東京都中央区晴海 1－8－11</p> <p>（晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーY）</p> <p>株式会社日本カストディ銀行 資産管理部 証券信託管理課</p> <p>銀行等保有株式取得機構株式担当：080－3351－4537</p> <p style="text-align: right;">080－3534－5196</p> |
| ②残高照会への回答     | <p>○ 受託者は、残高照会を行った者が当該発行会社等であることを確認の上、後掲書式 8（※）により、発行会社等に回答する。</p> <p>※株式の場合は書式 8（自己株式用）、不動産投資信託証券の場合は書式 8（自己投資口用）にて回答。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

以上

(改定履歴)

制定 平成14年9月

改定 平成16年6月

平成17年2月

平成19年2月

平成27年5月

平成27年11月

平成29年4月

2019年7月

2020年7月

2023年12月

2025年7月

（自己株式取得要請にかかる事前確認用）

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行  
資産管理部 御中

（住所）

（会社名）

（代表者役職、代表者名）



（ご実印を押印下さい。）

御社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する当社株式について、当社では下記自己株式取得の実施を検討しています。つきましては、上記当社株式の保有株式残高等証明書の発行を依頼します。残高確認し自己株式取得を実施することとなった場合には、御社にその旨を所定の手続きに従い書面にて申し込みます。ただし、本件依頼が御社の定める事前確認の受付停止期間に抵触する場合には、その旨当社にご連絡下さい。本件自己株式取得の実施については改めて検討いたします。

発行を受けた保有株式残高等証明書に記載された事項については、当社限りの扱いとし、当社以外の第三者には開示しません。

なお、下記自己株式取得を行わないこととなった場合には、御社にその旨を書面により速やかに報告します。

また、以下の場合には本件自己株式取得の申込みに対する御社の売却がなされないこととなることにつき予め了承するとともに、御社による当社株式の売却を前提とする本件自己株式の取得は、これを実施しないことといたします。

- ① 後掲の取得予定日前営業日の午後 4 時までに、御社に次のいずれも書面にて連絡出来なかった場合。
  - ・ 自己株式取得の申し込み（書式 4（自己株式用））
  - ・ 自己株式取得を実施しないこととした旨の連絡（書式 2（自己株式用））
- ② 自己株式取得の申し込みを実施したが、売却価格等銀行等保有株式取得機構が定める要件を満たせなかった場合。

## 記

1. 銘柄名：  
銘柄コード：
2. 自己株式取得予定日： 年 月 日
3. 自己株式取得の具体的内容の公開予定日時： 年 月 日 時 分頃
4. 予定取得方法  
事前公表型の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT3 他）による買付け

（本件にかかる当社連絡先）

所属：

担当者名：

電話：

FAX：

以 上

（自己投資口取得要請にかかる事前確認用）

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行  
資産管理部 御中

（住所）  
（不動産投資信託証券発行者名）  
（代表者役職、代表者名）

（ご実印を押印下さい。）

（住所）  
（資産運用会社名）  
（代表者役職、代表者名）

（ご実印を押印下さい。）

御社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する本投資法人投資口について、不動産投資信託証券発行者、資産運用会社（以下これらを総称して「本投資法人等」といいます。）では投資信託及び投資法人に関する法律第80条の5の規定に基づき下記自己投資口取得の実施を検討しています。つきましては、本投資法人投資口の保有投資口残高等証明書の発行を依頼します。残高確認し自己投資口取得を実施することとなった場合には、御社にその旨を所定の手続きに従い書面にて申し込みます。ただし、本件依頼が御社の定める事前確認の受付停止期間に抵触する場合には、その旨本投資法人等にご連絡下さい。本件自己投資口取得の実施については改めて検討いたします。

発行を受けた保有投資口残高等証明書に記載された事項については、本投資法人等限りの扱いとし、本投資法人等以外の第三者には開示しません。

なお、下記自己投資口取得を行わないこととなった場合には、御社にその旨を書面により速やかに報告します。

また、以下の場合には本件自己投資口取得の申込みに対する御社の売却がなされないこととなることにつき予め了承するとともに、御社による本投資法人投資口の売却を前提とする本件自己投資口の取得は、これを実施しないことといたします。

- ① 後掲の取得予定日前営業日の午後4時までに、御社に次のいずれも書面にて連絡出来なかった場合。
  - ・ 自己投資口取得の申し込み（書式4（自己投資口用））
  - ・ 自己投資口取得を実施しないこととした旨の連絡（書式2（自己投資口用））
- ② 自己投資口取得の申し込みを実施したが、売却価格等銀行等保有株式取得機構が定める要件を満たせなかった場合。

## 記

1. 銘柄名 :  
銘柄コード :
2. 自己投資口取得予定日 :        年   月   日
3. 自己投資口取得の具体的内容の公開予定日時 :        年   月   日   時   分頃
4. 予定取得方法  
事前公表型の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT3 他) による買付け

(本件にかかる連絡先)

不動産投資信託証券発行者若しくは資産運用会社名 :

所属 :

担当者名 :

電話 :

FAX :

以   上

（自己株式取得の中止報告用）

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行  
資産管理部 御中

（住所）

（会社名）

（代表者役職、代表者名）



（ご実印を押印下さい。）

当社は、年 月 日付けで、御社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する当社株式に対する自己株式取得の予定（取得予定日：

年 月 日）をご連絡しましたが、当該自己株式取得を実施しないこととしましたので、お知らせします。

（本件にかかる当社連絡先）

所属：

担当者名：

電話：

FAX：

以 上

（自己投資口取得の中止報告用）

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行  
資産管理部 御中

（住所）

（不動産投資信託証券発行者名）

（代表者役職、代表者名）

（ご実印を押印下さい。）

（住所）

（資産運用会社名）

（代表者役職、代表者名）

（ご実印を押印下さい。）

当社は、 年 月 日付けで、御社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する本投資法人投資口に対する自己投資口取得の予定（取得予定日： 年 月 日）をご連絡しましたが、当該自己投資口取得を実施しないこととしましたので、お知らせします。

（本件にかかる連絡先）

不動産投資信託証券発行者若しくは資産運用会社名：

所属：

担当者名：

電話：

FAX：

以 上

（自己株式取得要請にかかる事前確認への回答用）

## 保有株式残高等証明書

（会社名） 御中

本証明書発行日の前営業日終了時点において、当社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する御社発行株式の数量等は、下記のとおりに相違ないことを証明します。

## 記

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 銘柄名                     |   |
| 銘柄コード                   |   |
| 保有数量（注1）                | 株 |
| 応諾下限価格（注2）              | 円 |
| 上記銘柄の時価を参照する金融商品取引所（注3） |   |

（注1）受渡済株数

未受渡分がある場合は右記に記載。（〇年〇月〇日    〇〇株受渡予定）

（注2）約定ベースを記載。応諾下限価格は、貴社発行株式の流動性等により、変更することがあります。なお、本欄の記載がない場合は、原則、自己株式取得の要請に応じます。（ただし、時価と比較して妥当な水準と認められること。）

（注3）当該銘柄が複数の金融商品取引所に上場されている場合のみ記載。

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行 資産管理部



以 上

（自己投資口取得要請にかかる事前確認への回答用）

保有投資口残高等証明書

（不動産投資信託証券発行者名、資産運用会社名） 御中

本証明書発行日の前営業日終了時点において、当社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する貴投資法人発行投資口の数量等は、下記のとおり  
に相違ないことを証明します。

記

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 銘柄名                     |   |
| 銘柄コード                   |   |
| 保有数量（注1）                | 口 |
| 応諾下限価格（注2）              | 円 |
| 上記銘柄の時価を参照する金融商品取引所（注3） |   |

- （注1）受渡済口数  
未受渡分がある場合は右記に記載。（○年○月○日    ○○口受渡予定）
- （注2） 約定ベースを記載。応諾下限価格は、貴投資法人発行投資口の流動性等により、変更することがあります。なお、本欄の記載がない場合は、原則、自己投資口取得の要請に応じます。（ただし、時価と比較して妥当な水準と認められること。）
- （注3） 当該銘柄が複数の金融商品取引所に上場されている場合のみ記載。

年   月   日

株式会社日本カストディ銀行   資産管理部



以   上

書式4（自己株式用）

（自己株式取得要請用）

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行  
資産管理部 御中

（住所）

（会社名）

（代表者役職、代表者名）

（ご実印を押印下さい。）

御社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する当社株式について、自己株式の取得を申し込みます。なお、当該自己株式取得を行わないこととなった場合には、御社にその旨を書面により速やかに報告します。

記

1. 取得日： 年 月 日

2. 取得方法

事前公表型の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT3 他）による買付け

| 取引所名 |
|------|
|      |

3. 銘柄名、数量、価格

| 銘柄名 | 銘柄コード | 数量 | 価格（単価）（注1、2） |
|-----|-------|----|--------------|
|     |       | 株  |              |

4. 自己株式取得の具体的内容の公開予定日時（注3）

年 月 日 時 分頃

（注1）いずれの金融商品取引所の価格によるかについては、日本カストディ銀行に確認できます。

（注2）具体的な価格のほか、例えば、「〇〇証券取引所における〇月〇日の最終の売買成立価格」との表記も可能です。この場合、「〇月〇日」は、取得日の前営業日となります。

（注3）公開済みの場合は公開した日時を記入して下さい。

（本件にかかる当社連絡先）

所属：

担当者名：

電話：

FAX：

以 上

（自己投資口取得要請用）

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行  
資産管理部 御中

（住所）

（不動産投資信託証券発行者名）

（代表者役職、代表者名）

（ご実印を押印下さい。）

（住所）

（資産運用会社名）

（代表者役職、代表者名）

（ご実印を押印下さい。）

御社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する本投資法人投資口について、投資信託及び投資法人に関する法律第80条の5の規定に基づく自己投資口の取得を申し込みます。なお、当該自己投資口取得を行わないこととなった場合には、御社にその旨を書面により速やかに報告します。

記

1. 取得日： 年 月 日

2. 取得方法

事前公表型の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT3 他）による買付け

| 取引所名 |
|------|
|      |

3. 銘柄名、数量、価格

| 銘柄名 | 銘柄コード | 数量 | 価格（単価）（注1、2） |
|-----|-------|----|--------------|
|     |       | 口  |              |

4. 自己投資口取得の具体的内容の公開予定日時（注3）

年 月 日 時 分頃

（注1）いずれの金融商品取引所の価格によるかについては、日本カストディ銀行に確認できます。

（注2）具体的な価格のほか、例えば、「〇〇証券取引所における〇月〇日の最終の売買成立価格」との表記も可能です。この場合、「〇月〇日」は、取得日の前営業日となります。

（注3）公開済みの場合は公開した日時を記入して下さい。

(本件にかかる連絡先)

不動産投資信託証券発行者若しくは資産運用会社名：

所属：

担当者名：

電話：

FAX：

以　上

（自己株式取得再要請用）

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行  
資産管理部 御中

（住所）

（会社名）

（代表者役職、代表者名）



（ご実印を押印下さい。）

御社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する当社株式について、自己株式の取得を申し込みます。なお、当該自己株式取得を行わないこととなった場合には、御社にその旨を書面により速やかに報告します。

## 記

1. 取得日： 年 月 日

2. 取得方法

事前公表型の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT3 他）による買付け

| 取引所名 |
|------|
|      |

3. 銘柄名、数量、価格

| 銘柄名 | 銘柄コード | 数量 | 価格（単価）（注1, 2） |
|-----|-------|----|---------------|
|     |       | 株  |               |

4. 自己株式取得の具体的内容の公開予定日時（注3）

年 月 日 時 分頃

5. 再要請の回数（注4）

| 当初の取得予定日 | 再要請（1回目） | 再要請（2回目） | 再要請（3回目） | 再要請（4回目） |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年 月 日    |          |          |          |          |

（注1）いずれの金融商品取引所の価格によるかについては、日本カストディ銀行に確認できます。

（注2）具体的な価格のほか、例えば、「〇〇証券取引所における〇月〇日の最終の売買成立価格」との表記も可能です。この場合、「〇月〇日」は、取得日の前営業日となります。

（注3）公開済みの場合は公開した日時を記入して下さい。

（注4）本件再要請が当初の取得予定日を起点として何回目のものか、該当箇所に〇を記入して下さい。

（本件にかかる当社連絡先）

所属：

担当者名：

電話：

FAX：

以 上

(自己投資口取得再要請用)

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行  
資産管理部 御中(住所)  
(不動産投資信託証券発行者名)  
(代表者役職、代表者名)

(ご実印を押印下さい。)

(住所)  
(資産運用会社名)  
(代表者役職、代表者名)

(ご実印を押印下さい。)

御社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する本投資法人投資口について、自己投資口の取得を申し込みます。なお、当該自己投資口取得を行わないこととなった場合には、御社にその旨を書面により速やかに報告します。

記

1. 取得日： 年 月 日

2. 取得方法

事前公表型の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT3 他) による買付け

| 取引所名 |
|------|
|      |

3. 銘柄名、数量、価格

| 銘柄名 | 銘柄コード | 数量 | 価格 (単価) (注1, 2) |
|-----|-------|----|-----------------|
|     |       | 口  |                 |

4. 自己投資口取得の具体的内容の公開予定日時 (注3)

年 月 日 時 分頃

5. 再要請の回数 (注4)

| 当初の取得予定日 | 再要請 (1 回目) | 再要請 (2 回目) | 再要請 (3 回目) | 再要請 (4 回目) |
|----------|------------|------------|------------|------------|
| 年 月 日    |            |            |            |            |

(注1) いずれの金融商品取引所の価格によるかについては、日本カストディ銀行に確認できます。

(注2) 具体的な価格のほか、例えば、「〇〇証券取引所における〇月〇日の最終の売買成立価格」との表記も可能です。この場合、「〇月〇日」は、取得日の前営業日となります。

(注3) 公開済みの場合は公開した日時を記入して下さい。

(注4) 本件再要請が当初の取得予定日を起点として何回目のものか、該当箇所には〇を記入して下さい。

(本件にかかる連絡先)

不動産投資信託証券発行者若しくは資産運用会社名：

所属：

担当者名：

電話：

FAX：

以　上

（自己株式取得要請への回答用＜要件を充足している場合＞）

（会社名）\_\_\_\_\_ 御中

当社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する御社株式について、御社から受け付けた 年 月 日付の自己株式取得の要請（取得日： 年 月 日）は、銀行等保有株式取得機構が株式の発行会社からの自己株式取得の要請に応じる際の要件を満たしていることをお知らせします。

なお、銀行等保有株式取得機構による保有株式の処分に伴い、現在の保有残高が、 年 月 日付保有株式残高等証明書に記載された残高等を下回る場合がございます。

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行 資産管理部



以 上

（自己投資口取得要請への回答用＜要件を充足している場合＞）

（不動産投資信託証券発行者名、資産運用会社名） 御中

当社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する貴投資法人投資口について、貴投資法人等から受け付けた 年 月 日付の自己投資口取得の要請（取得日： 年 月 日）は、銀行等保有株式取得機構が投資法人等からの自己投資口取得の要請に応じる際の要件を満たしていることをお知らせします。

なお、銀行等保有株式取得機構による保有投資口の処分に伴い、現在の保有残高が、 年 月 日付保有投資口残高等証明書に記載された残高等を下回る場合がございます。

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行 資産管理部



以 上

書式6（自己株式用）

（自己株式取得要請への回答用＜要件を充足していない場合＞）

（会社名）\_\_\_\_\_御中

当社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する御社株式について、御社から受け付けた 年 月 日付けの自己株式取得の要請（取得日：年 月 日）は、銀行等保有株式取得機構が株式の発行会社からの自己株式取得の要請に応じる際の要件を満たしていないことをお知らせします。

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行 資産管理部



以 上

（自己投資口取得要請への回答用＜要件を充足していない場合＞）

（不動産投資信託証券発行者名、資産運用会社名） 御中

当社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する貴投資法人投資口について、貴投資法人から受け付けた 年 月 日付けの自己投資口取得の要請（取得日： 年 月 日）は、銀行等保有株式取得機構が投資法人等からの自己投資口取得の要請に応じる際の要件を満たしていないことをお知らせします。

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行 資産管理部



以 上

(残高照会用)

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行  
資産管理部 御中

(住所)

(会社名)

(代表者役職、代表者名)



(ご実印を押印下さい。)

御社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する当社株式の保有株式残高報告書(注)の発行を依頼します。発行を受けた保有株式残高報告書に記載された事項については、当社限りの扱いとし、当社以外の第三者には開示しません。

記

|          |       |
|----------|-------|
| 銘柄名      |       |
| 銘柄コード    |       |
| 残高基準日(注) | 年 月 日 |

(注) 残高報告書に記載する残高は、基準日時点(\*)で受渡しが完了している株数とします。

(\*) 月末(暦日)ないしは決算期日

(本件にかかる当社連絡先)

所属：

担当者名：

電話：

以 上

（残高照会用）

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行  
資産管理部 御中

（住所）

（不動産投資信託証券発行者名）

（代表者役職、代表者名）

（ご実印を押印下さい。）

（住所）

（資産運用会社名）

（代表者役職、代表者名）

（ご実印を押印下さい。）

御社が銀行等保有株式取得機構より受託する信託で保有する本投資法人投資口の保有投資口残高報告書（注）の発行を依頼します。発行を受けた保有投資口残高報告書に記載された事項については、本投資法人（資産運用会社を含む）限りの扱いとし、本投資法人（資産運用会社を含む）以外の第三者には開示しません。

## 記

|          |       |
|----------|-------|
| 銘柄名      |       |
| 銘柄コード    |       |
| 残高基準日（注） | 年 月 日 |

（注）残高報告書に記載する残高は、時点（\*）で受渡しが完了している口数とします。

（\*）月末（暦日）ないしは決算期日

（本件にかかる連絡先）

不動産投資信託証券発行者若しくは資産運用会社名：

所属：

担当者名：

電話：

以 上

（残高照会への回答用）

## 保有株式残高報告書

（会社名）\_\_\_\_\_ 御中

年 月 日時点において、当社が銀行等保有株式取得機構より  
受託する信託で保有する御社発行株式の数量は、下記のとおりです。

### 記

|         |   |
|---------|---|
| 銘柄名     |   |
| 銘柄コード   |   |
| 保有数量（注） | 株 |

（注）受渡しが完了している株数。

年 月 日

株式会社日本カストディ銀行 資産管理部



以 上

（残高照会への回答用）

## 保有投資口残高報告書

（不動産投資信託証券発行者名、資産運用会社名） 御中

年 月 日時点において、当社が銀行等保有株式取得機構より  
受託する信託で保有する貴投資法人発行投資口の数量は、下記のとおりです。

### 記

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 銘柄名                     |   |
| 銘柄コード                   |   |
| 保有数量 <small>（注）</small> | 口 |

（注）受渡しが完了している口数。

年 月 日

株式会社日本カस्टディ銀行 資産管理部



以 上